

+ 貨物概要

生鮮な岩茸の傘の部分乾燥させたもの。

岩茸は、地衣類、イワタケ科の一種で、古い地層の岩石上に生じ、全体は5～10センチメートルの円形又は楕円形に広がり、偏平な葉状をしたもので、一般に食用とされている。

地衣類は、菌類（子のう菌類、担子菌類）と藻類（藍藻類又は緑藻類）が密に共存してできあがった複合体であり、子のう菌類を構成成分とする子のう地衣類と担子菌類を構成成分とする担子地衣類からなることから、藻類よりも菌類としての特徴がある。

+ 分類

関税率表第 1212.99 号 - 2（統計番号 1212.99-990）

+ 分類理由

きのこは、菌類が形成する大型な子実体の一般的な名称であり、担子菌類（まつたけ、しいたけ等）と子のう菌類（トリフ等）からなることから、菌類と藻類との複合体である岩茸は、「きのこ」とは異なるため、第 0712.31 号から第 0712.39 号までの乾燥した「きのこ」には分類されず、上記の通り分類されます。

なお、花束用又は、装飾用に適する苔及び地衣類は、第 06.04 項に分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）